○文部科学省経済産業省告示第一号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、平成二十八年文部科学省経済産業省告示第二号（電源立地地域対策交付金交付規則）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第五条　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。				**第五条**　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。			
施設	期間	措置	金額	施設	期間	措置	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	L	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和八年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）	特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	L	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和六年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（備考）　（略）				（備考）　（略）			

○厚生労働省告示第百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎